

山梨県公報

第二百七十四号

令和四年

四月七日

木曜日

目次

告示

- 寄附金の収納事務の委託……………一二九
○救急病院等の認定(二件)……………一二九
○保安林の指定の予定……………一二九
○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………一三〇
○道路の供用開始……………一三〇
- 公告
- 基本測量の実施……………一三〇
○基本測量の終了……………一三〇
○公共測量の実施(二件)……………一三一
○公共測量の終了……………一三一
○都市計画の変更図書の縦覧……………一三一
- 選挙管理委員会
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体……………一三一
- その他
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………一三二

告示

山梨県告示第九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる
二 委託に係る寄附金 ふるさと納税に係る寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

三 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

山梨県告示第九十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号

二 認定期限 令和七年三月三十一日

山梨県告示第九十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。
令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
地方独立行政法人大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地

二 認定期限 令和七年三月三十一日

山梨県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 山梨市牧丘町西保下字小田野三六二八の一(次の図に示す部分

に限る。)、字網張場二八から三九まで、一一三、一一五、一一六、字小田野三六二八の八から三六二八の一まで、三六二八の四七から三六二八の五二まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字網張場二九・三〇・三一・三二・三三・三七から三九まで・一一三・一一五・字小田野三六二八の一・三六二八の八・三六二八の九・三六二八の一・三六二八の四七から三六二八の五二まで(以上十九筆について次の図に示す部分に限る。)、字網張場三四から三六まで、字小田野三六二八の一〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年三月二十九日箕輪堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年三月二十九日差出堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年四月二十八日まで一般の

縦覧に供する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市落合町字田通一四五番六地先から 甲府市落合町字田通一四五番一六地先まで	五三・八	令和四年四月十二日

公 告

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(重力測量)
- 二 測量の地域 富士吉田市
- 三 測量の期間 令和四年四月十一日から令和五年三月十七日まで

● 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(航空重力測量)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月二十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル五百）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市の一部
- 三 測量の期間 令和四年三月三十一日から令和五年一月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル五百）
- 二 測量の地域 山梨県西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡早川町、身延町及び富士川町の一部
- 三 測量の期間 令和四年三月二十四日から令和四年十二月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東京都水道局から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 小河内ダム周辺域
- 三 測量の期間 令和三年六月八日から令和四年三月三日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和四年四月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画公園
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和四年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和四年四月七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

政治資金規正法第十七条第二項適用団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
一友会	上田 郷 史	小林 厚 司	笛吹市石和町井戸八一―一
永友会	永田 和 男	郷 田 善 臣	南都留郡西桂町小沼一六二八
小林千尋後援会	渡 邊 清 治	渡 辺 正 芳	南都留郡西桂町小沼二二九四―一
鈴木章司後援会	鈴 木 章 司	鈴 木 章 司	大月市駒橋一丁目六一―一
日本共産党渡辺まさひろで後援会	渡 辺 俊 一	望 月 一 三	笛吹市八代町高家三九一―一

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年四月七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スマールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日山梨県内水面漁場管理委員会指示第一―一号に準じ、コクチバス（スマールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和四年四月十七日から令和五年四月十六日まで